

議案第26号

久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成22年久喜市条例第215号)の一部を次のように改正する。

別表の第3負担区の項中「南栗橋1丁目から12丁目まで」の次に「、伊坂中央1丁目の一部、伊坂南1丁目の一部、松永1丁目」を加える。

第2条 久喜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の第3負担区の項中「伊坂中央1丁目の一部、伊坂南1丁目の一部」を「伊坂北1丁目及び2丁目、伊坂中央1丁目及び2丁目、伊坂南1丁目から3丁目まで」に改める。

附 則

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな町を画することに合わせて所要の改正を行うため、及び受益者負担金を徴収する新たな区域を定めるため、この案を提出するものであります。